2　都道府県知事は、第三条第二項の概算払申請書（手当金等の交付に係るものに限る。）を農林水産大臣に進達する場合には当該概算払申請に係る概算評価意見具申書（別記様式第十三号又は別記様式第十四号）を当該概算払申請書に、同項の概算払申請書（補償金等の交付に係るものに限る。）を農林水産大臣に進達する場合には当該概算払申請に係る概算評価意見具申書（別記様式第十五号）を当該概算払申請書に、それぞれ添付するものとする。

第七条に見出しとして「（焼却埋却費交付金の交付の申請の時期）」を付し、同条中「交付金」を「焼却埋却費交付金」に、「適正化法」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）」に改める。

第八条に見出しとして「（書類の必要部数）」を付し、同条中「第三項」を「第四項」に、「第四条第一項、第五条」を「第四条、第五条第一項」に改める。

別記様式第一号中「様式第１号」を「様式第１号（第３条関係）」に改め、「下記のとおり家畜伝染病予防法（第58条第１項（及び第２項）の規定による手当金（及び特別手当金）／第59条の規定による交付金／第58条第１項（及び第２項）の規定による手当金（及び特別手当金）並びに第59条の規定による交付金）○○○円の交付を受けたいので、を削り、「により」の下に「、下記のとおり」を加え、

「

番　号	病　名	家畜の種類又は物品名	手当金申請額	特別手当金申請額	交付金申請額	合計額	備　考

」を

「

番　号	病　名	動物の種類又は物品名	手当金申請額（法第58条第１項）	特別手当金申請額（法第58条第２項）	焼却埋却費交付金申請額（法第59条）	合計額	備　考

」に

改め、同様式㈫１中「交付金」を「焼却埋却費交付金」に改め、同様式㈫２を削り、同様式㈫３中「家畜」を「動物」に、「様式第１号の２から様式第８号まで」を「様式第３号、様式第５号、様式第７号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号」に改め、同様式㈫３を同様式㈫２とし、同様式㈫４を同様式㈫３とし、同様式㈫５中「交付金の」を「焼却埋却費交付金の」に、「交付金申請額欄」を「焼却埋却費交付金申請額欄」に改め、同様式㈫５を同様式㈫４とし、同様式㈫に次のように加える。

５　既に手当金等の概算払及び焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

別記様式第八号中「様式第８号」を「様式第14号（第６条関係）」に、

「　　年　月　日
○○県（都道府県）知事　氏　　名㊞」を

「　　年　月　日
農林水産大臣　　殿
○○県（都道府県）知事　氏　　名㊞」に、

「標記について」を「へい殺畜等手当金等交付規程第６条の規定により」に改め、同様式を別記様式第十四号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第15号（第６条関係）

指定家畜概算評価意見具申書

年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府県）知事　氏　　名㊞

へい殺畜等手当金等交付規程第６条の規定により、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	家畜の種類	殺命令月日殺（死亡）月日	性別及び年齢	品種	用役	家畜の概算評価額	所有者 住所	所有者 氏名
						円		
小　計			（頭　数）			円		
						円		
小　計			（頭　数）			円		
計						円		

㈱　番号は、家畜の種類別に毎年４月１日から翌年３月31日までの一連番号によって家畜各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。

別記様式第七号中「様式第７号」を「様式第13号（第６条関係）」に、

「　　年　月　日
○○県（都道府県）知事　氏　　名㊞」を

「　　年　月　日
農林水産大臣　　殿
○○県（都道府県）知事　氏　　名㊞」に、

「標記について」を「へい殺畜等手当金等交付規程第６条の規定により」に、

「

番号	動物の種類	殺命令月日殺（死亡）月日	性別及び年齢	品種	用役	動物の概算評価額	所有者 住所	所有者 氏名
（病名）　（法第58条第１項第　　号）								

」を

「

（病名）　（法第58条第１項第　　号）								
						円		

」に、

「

計	（頭羽数）	円		

」を

「

計		円		

」に

改め、同様式を別記様式第十三号とする。